

評議員に対する規律（比較表）

	学校法人	社会福祉法人	公益社団法人	公益財団法人
評議員の選解任	<p>寄附行為の定め</p> <p>【寄附行為作成例】 次の解任事由に該当するときは、評議員総数の3分の2以上の議決により解任できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身故障のため職務執行に堪えない ・重大な非行 	<p>定款の定め。 理事・理事会が選解任する旨の定めは無効。</p> <p>【指導】 評議員選任・解任委員会（監事・外部委員）による決定に従う方法</p>	—	<p>定款の定め。 理事・理事会が選解任する旨の定めは無効。</p> <p>【指導】 ①評議員の構成を役員親族制限等に準じたものとし、評議員会で選任する方法 ②評議員選定委員会（評議員・監事・外部委員）による決定に従う方法</p>
評議員の責務	なし	<p>法人と評議員の関係は委任に関する規定に従う。 善管注意義務 任務懈怠時の損害賠償責任</p>	—	<p>法人と評議員の関係は委任に関する規定に従う。 善管注意義務 任務懈怠時の損害賠償責任</p>
評議員の要件	なし	<p>社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者</p>	—	なし
欠格事由	なし	役員と同じ。	—	役員と同じ。
親族制限	<p>なし</p> <p>【指導】 法人の役職員や特定の同族が評議員の多数を占めることはふさわしくない。</p>	<p>評議員・役員の配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。</p>	—	<p>なし</p> <p>【指導】 選任方法に係る定款の定めにおいて親族制限等を規定</p>
兼任の制限	<p>評議員は、監事を兼ねることができない。（役職員の制限なし）</p> <p>【指導】 法人の役職員や特定の同族が評議員の多数を占めることはふさわしくない。</p>	<p>評議員は、役員又は職員を兼ねることができない。</p>	—	<p>評議員は、役員又は使用人を兼ねることができない。</p>

「社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について」（平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

社会福祉法人制度においては、社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、評議員会を法人運営の重要事項を決議する必置の機関としております。適正な法人運営を確保するためには、重要な立場にある評議員には、社会福祉法人の運営に必要な識見を有し、理事等の業務執行を適正に監督・牽制することができる者が選任されることが重要です。

改正法による改正後の社会福祉法においては、評議員の選任・解任の方法は、法人の定款で定めることとしていますが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める評議員の選任・解任の方法としては、評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないように、例えば、以下の例のように、**法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法**が考えられます。

（略）

（例）

（評議員の選任及び解任）

- 第〇条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」
(平成20年10月10日 内閣府公益認定等委員会) (抄)

6 評議員の構成並びに選任及び解任の方法

(略) 公益財団法人に移行する特例財団法人が評議員の選任及び解任方法を定款に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を採用しなければならない。

そのような方法としては、

①「評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする」旨を定める方法

又は

②評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法
が望ましい。

(注) 5 定款の定め例① (本文の考え方①の方法による場合)

第〇条 この法人の評議員の数は5名以上8名以内とする。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ 又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ からニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(注) 6 定款の定め例②（本文の考え方②の方法による場合）

第〇条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、第○条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。